

令和3年度 海岸地区まちぢから協議会 主要事業の実績表

令和4年5月19日
第1回茅ヶ崎市地域
コミュニティ審議会
資料11-1

	令和3年												令和4年			
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月				
1. 会議等の実施																
★総会				★												
●運営委員会				●		●		●		●		●		●		●
▲役員会	▲		▲		▲		▲		▲		▲		▲		▲	
2. 部会活動																
●広報部会	●(掲示板グループ会議)		●(掲示板グループ会議)			●(広報紙編集会議①)		●(掲示板着工)		●(掲示板工事完了)		●(広報紙編集会議②)				●
※企画案等の検討については、メール等により、意見交換を実施																
▲防災安全部会								×(HUG中止)		×(合同防災訓練中止)						×(避難所運営時感染症対策勉強会 順延&延期)
■イベント企画部会										×(市民集会中止)		●(市民集会G会議①・②)				●(市民集会G会議③)
															×(合同新年会中止)	(市民集会広報紙発行)
															×(梅まつり中止)	
3. 特定事業																
●広報紙								×(盆おどり中止)								
						●(広報紙/海岸まちぢから6号発行)										●(広報紙/海岸まちぢから7号発行)
その他主要な事業																
感震ブレーカー設置事	感染症対策を徹底しながら啓発及び必要に応じた活動を実施															

認定コミュニティ活動状況資料

海岸地区まちぢから協議会

(1) 認定基準への適合に関する資料

認定基準確認表	1
規約等	2～8
委員名簿	9

(2) 認定コミュニティの活動及び特定事業に関する資料

前年度の活動報告書及び収支決算書	10～15
当該年度の活動計画書及び収支予算	16～17
特定事業の概要	18
(広報紙発行事業)	
特定事業実施報告書	19～21
(広報紙発行事業)	

【参考資料】 海岸まちぢから

設立趣意書抜粋（地区の特性等）

（新たな地域コミュニティの取り組みを進める社会的背景）

海岸地区は、海に面した地域性からマリンスポーツ文化が根付き、明治中期以降の別荘地としての歴史を背景に、市内にとどまらず、多くの人から閑静な住宅地として人気を集めている。そのような中、海岸地区は13の自治会を中心に、福祉、青少年育成、防災、環境保全といった様々な分野で多くの団体が活動し、地域生活を支えてきた。

しかし、情報化社会の発展やそれに伴う生活様式の変化により、地域にとらわれない大きな範囲でのつながりが可能となり、コミュニティの基盤となる地域への関心、連帯感が薄れてきている。また、各団体の取り組みも専門性が高く、地域課題に対し個別に対応する状況となっている。一方で、高齢者や子どもの見守りなど、地域全体で協力して取り組まなければならない事柄は増加傾向にあり、従来自治会が中心となり担ってきた、あらゆる世代がつながり支え合うまちづくりを継続、発展させていくためには、地域住民や地域で活動する各種団体が積極的に連携し、協力していく必要性が高まっている。

（海岸地区で新たな地域コミュニティの取り組みを進める理由）

多くの方に愛されている海を大切に、自然と文化が共存する海岸地区であり続けるためには、今まで以上に地域の団体や住民が身近な問題について気軽に話し合い、顔の見える関係づくりや住民相互の連携を図り、「共助」の力を強くしていかなければならない。また、従来自治会が担ってきた地域におけるコーディネート機能をさらに高め、地域横断的な取り組みを進めることが必要となることから、地域と市とが密接に連携・協力し、多くの住民で地域の情報を共有し、課題を発見し、その課題を解決していくため、新たな地域コミュニティの形成を図ることとした。

（海岸地区での新たな地域コミュニティの取り組みを進める目的）

(1) 協議の場

地域住民と市が協働して、地域の様々な立場の方々が、自分たちの地域について話し合い、地域の課題を共有し、協議をする。

(2) まちぢからの醸成

地域の課題を解決するために必要なサービスや事業を、地域が市と協働して実行することにより、地域で活動している多様な担い手の連携を推進する。また、地域住民の地域活動への新たな参画を促進し、地域活動を活性化し、まちぢからを高める。

(3) 自助・共助・公助のまちづくり

活力のある地域社会を持続可能なものとしていくため、地域と市がそれぞれの責任の下で役割を担い、日常の問題を解決する環境づくりを進めることで地域における支え合いのカタチを再構築し、共助の拡大につなげる。

(4) 地域住民主体の市政

地域の事情を踏まえ、地域住民と市が協働して、地域の多様な方々が協議することにより、地域で何を優先して実施すべきかの選択が行えるようになり、地域が優先すべき地域課題に予算・設備を効果的に活用し、事業展開ができるようにする。

認定審査基準確認表

海岸地区まちぢから協議会

審査基準		基準への適合状況（申請時）	基準への適合状況（R4年度）
(1)	申請書に、主として活動する区域が記載されているか。	申請書に活動区域の記載あり。	
	申請団体の規約に、主として活動する区域が規定されているか。	規約第2条に市長が告示する海岸地区を協議会の活動区域とする旨規定あり。	・申請時と同様で変更無し。
	規約に規定された主として活動する区域が、市長の告示する区域と合致しているか。	市長が告示する区域である、審議会ファイル「別図4」と規約第2条における協議会の活動区域が合致。	・申請時と同様で変更無し。
(2)	申請団体の規約に、申請団体の構成員として、当該活動区域に有する、市長に届け出た全ての自治会（以下「全ての自治会」という。）が規定されているか。	規約第5条（1）に「海岸地区に属する各単位自治会の代表」が委員である旨記載あり。	・申請時と同様で変更無し。
	申請団体が作成した構成員の一覧を記載した書類により、全ての自治会が構成員であることが明確であるか。	市長に届け出た自治会は「地区別単位自治会の名称」のとおり13自治会あり、名簿に、「地区別単位自治会の名称」に記載されている全ての自治会名が記載されている。	・申請時と同様で変更無し。
(3)	申請団体の規約に、申請団体の構成員として、茅ヶ崎市地域コミュニティの認定等に関する条例施行規則第3条第1項各号に規定された団体が規定されているか。	規約第5条（2）～（9）に規定あり。（（7）を除く。） ◆地域福祉の推進を主たる目的とするコミュニティ （2）海岸地区社会福祉協議会の代表 （3）海岸地区民生委員児童委員協議会の代表 （8）地域包括支援センターあいの代表 （9）ボランティアセンター海岸の代表 ◆文化、芸術又はスポーツの振興を主たる目的とするコミュニティ （6）東海岸体育振興会の代表 ◆児童又は青少年の健全な育成を主たる目的とするコミュニティ （4）茅ヶ崎小学校区青少年育成推進協議会の代表 （5）東海岸小学校区青少年育成推進協議会の代表	・申請時と同様で変更無し。
	申請団体が作成した構成員の一覧を記載した書類により、前項の団体が構成員であることが明確であるか。	名簿に、「規約第5条（2）～（9）（（7）を除く。）」に規定される団体名が記載されている。	・申請時と同様で変更無し。
(4)	申請団体の規約に、公募により選出される構成員について規定されているか。	規約第5条（10）に規定あり。	・申請時と同様で規程に変更無し。
(5)	申請団体の規約に、申請団体の活動又は事業に活動区域の誰もが参加できることが規定されているか。	規約第9条、第21条～第25条に部会の規定あり。	・申請時と同様で変更無し。
(6)	申請団体の規約に、運営が民主的に行われる仕組みが規定されているか。	規約第9条第2項及び第3項に過半数の出席、多数決といった意思決定の方法が規定されている。	・申請時と同様で変更無し。
(7)	申請団体に関する、目的、名称、主として活動する区域、主たる事務所の所在地、代表者に関する事項、会議に関する事項が規定された規約があるか。	規約第1条に名称及び事務所の所在地、第2条に主として活動する区域、第3条に目的、第8条に代表者に関する事項、第9条に会議に関する事項が規定されている。	・申請時と同様で変更無し。
(8)	申請団体の規約に、営利的活動、宗教的活動、政治的活動を主たる目的とする事業が行われないことが読み取れるか。		・別紙事業報告書のとおり、規約第3条に規定された目的達成に関する事業のみを行っている。

海岸地区まちぢから協議会 規約

目次

- 第1条 名称
- 第2条 区域
- 第3条 目的
- 第4条 事業
- 第5条 委員
- 第6条 役員
- 第7条 役員の任期
- 第8条 役員の仕事
- 第9条 会議
- 第10条 総会
- 第11条 総会の種別
- 第12条 総会の招集
- 第13条 総会の議決事項
- 第14条 総会の議事録
- 第15条 運営委員会
- 第16条 運営委員会の招集
- 第17条 運営委員会の決定事項
- 第18条 役員会
- 第19条 役員会の招集
- 第20条 役員会の所掌事項
- 第21条 部会
- 第22条 部会長及び副部会長の仕事
- 第23条 部会長及び副部会長の任期
- 第24条 部会の招集
- 第25条 部会の協議事項
- 第26条 海岸地区コミュニティセンターの管理運営
- 第27条 事務局
- 第28条 事業及び会計年度
- 第29条 経費
- 第30条 住民等からの意見等の取り扱い
- 第31条 必要事項

(名称及び所在地)

第1条 本会は、海岸地区まちぢから協議会と称し、その所在地を海岸地区コミュニティセンター（東海岸北5-16-20）とする。

(区域)

第2条 本会の活動区域は市長が告示する海岸地区（以下「海岸地区」という。）とする。

(目的)

第3条 本会は、住みよい地域社会の構築のため、地域課題を把握・協議し、市と協働して、自主的・主体的に課題解決に向けた地域活動を行うことを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 住民相互及び各種団体の連携促進に関すること。
- (2) 住民参画の促進及び団体活動の活性化に関すること。
- (3) 地域課題を共有し、課題解決のための検討、提案及び事業の実施に関すること。
- (4) 地域のあり方や目指すべき方向性の検討に関すること。
- (5) 海岸地区コミュニティセンターの管理運営に関すること。
- (6) その他前条の目的を達成するために必要な事項に関すること。

(委員)

第5条 本会の委員は、次に掲げるものとする。

- (1) 海岸地区に属する各単位自治会の代表
 - (2) 海岸地区社会福祉協議会の代表
 - (3) 海岸地区民生委員児童委員協議会の代表
 - (4) 茅ヶ崎小学校区青少年育成推進協議会の代表
 - (5) 東海岸小学校区青少年育成推進協議会の代表
 - (6) 海岸地区体育振興会の代表
 - (7) 海岸地区コミュニティセンター管理委員会の代表
 - (8) 地域包括支援センターあいの代表
 - (9) ボランティアセンター海岸の代表
 - (10) 公募による者
 - (11) 本会が推薦する者
- 2 委員の任期は2年とする。ただし、総会の決議によってその任期を短縮することを妨げない。
 - 3 委員は再任を妨げない。
 - 4 委員の定数は、30名以内とする。
 - 5 欠員による補充委員の任期は、前任者の残任期間とする。
 - 6 委員は、辞任又は任期満了の後においても、後任者が就任するまでは、委員として職務を行わなければならない。

(役員)

第6条 本会に次の役員を置くものとする。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 書記 1名
- (4) 会計 1名
- (5) 監事 2名

2 前項の役員は、総会において、委員の中から選任する。

(役員任期)

第7条 役員任期は2年とする。ただし、総会の決議によって、その任期を短縮することを妨げない。

2 補欠により選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員は再任を妨げない。

4 役員は、辞任又は任期満了の後においても、後任者が就任するまでは、役員として職務を行わなければならない。

(役員任務)

第8条 役員任務は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し、会務を統括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときには、その職務を代理する。
- (3) 書記は、事務局を統括する。
- (4) 会計は、本会の運営及び活動に関する経理事務を行う。
- (5) 監事は、本会の会計事務及び業務執行について監査を行い、毎年定期総会に報告する。会計事務及び業務執行について不整の事実を発見し、総会に報告の必要があると認めるときは、臨時総会の開催を請求する。

(会議)

第9条 本会の会議は、総会、運営委員会、役員会及び部会とする。

2 会議は、各会議を構成する者の過半数の出席により成立する。ただし、総会については委員のうち、委任状の提出をもって出席とみなすことができる。

3 会議の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは議長が決するところによる。

4 前2項の規定は、総会、運営委員会及び役員会に適用するものとし、部会については部会長に対応を委ねるものとする。

5 会議には、各会議を構成する者以外の者に出席をもとめ、意見を聞くことができる。

(総会)

第10条 総会は、委員をもって構成する。

2 総会の議長は、その総会において、出席した委員の中から選出する。

(総会種別)

第11条 総会は、定期総会及び臨時総会とする。

2 定期総会は、年度当初に開催する。

3 臨時総会は、会長が必要と認めるとき、総会を構成する者の3分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき及び第8条第5号の規定により監事から請求があったときに開催する。

(総会の招集)

第12条 総会は、会長が招集する。

2 総会を招集するときは、委員に対し、会議の目的、内容、日時及び場所を示して会議の15日前までに通知しなければならない。

(総会の議決事項)

第13条 総会は、次に掲げる事項を決定する。

- (1) 本会の事業報告及び決算に関すること。
- (2) 本会の事業計画及び予算に関すること。
- (3) 本会の役員を選任及び解任に関すること。
- (4) 規約の制定及び改廃に関すること。
- (5) その他本会の組織及び運営方針に関すること。

(総会の議事録)

第14条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 委員の現在数及び出席者数（委任状を提出した委員も含む。）
- (3) 開催目的、協議事項及び議決事項
- (4) 議事の経過の概要及びその結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその総会において選任された議事録署名人2名以上の署名押印をしなければならない。

(運営委員会)

第15条 運営委員会は、委員をもって構成する。

2 運営委員会の議長は、本会の会長が就く。

(運営委員会の招集)

第16条 運営委員会は、会長が必要と認めたときに招集する。

(運営委員会の決定事項)

第17条 運営委員会は、本会の事業や地域課題を協議し、次の事項を決定する。

- (1) 本会の委員等の入会又は退会に関すること。
- (2) 本会の公募による委員の募集に関すること。
- (3) 部会の設置及び廃止に関すること。
- (4) 各部会長の選任及び解任に関すること。
- (5) 各部会が協議した事項に関すること。
- (6) 各部会間及び各種団体間の連絡調整に関すること。
- (7) 本会に寄せられた意見及び提案事項に関すること。
- (8) 住民への周知に関すること。
- (9) その他委員から提案された事項に関すること。

(役員会)

第18条 役員会は、役員をもって構成する。

2 役員会の議長は、本会の会長が就く。

(役員会の招集)

第19条 役員会は、会長が必要と認めたときに招集する。

(役員会の所掌事項)

第20条 役員会は、次の事項を所掌する。

(1) 総会及び運営委員会に付議する事項に関すること。

(2) 総会及び運営委員会において決定された事項のうち、本会全体に係るものの執行に関すること。

(3) その他総会及び運営委員会の決定を要しない会務の執行に関すること。

(部会)

第21条 部会は、部会員をもって構成する。

2 部会に、部会長及び副部会長を置く。

3 部会長は、委員から選任する。

4 部会員は、当該部会への参画の意志があるものとする。

5 副部会長は、その部会において部会員の中から互選により選出する。

6 部会の議長は、部会長が就く。

(部会長及び副部会長の任務)

第22条 部会長及び副部会長の任務は、次のとおりとする。

(1) 部会長は、担当部会を代表し、部会の運営を総括する。

(2) 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときには、その職務を代理する。

(部会長及び副部会長の任期)

第23条 部会長及び副部会長の任期は2年とする。ただし、運営委員会の決議によってその任期を短縮することを妨げない。

2 補欠により選任された部会長及び副部会長の任期は、前任者の残任期間とする。

3 部会長及び副部会長は再任を妨げない。

4 部会長及び副部会長は、辞任又は任期満了の後においても、後任者が就任するまでは、部会長及び副部会長としてその職務を行わなければならない。

(部会の招集)

第24条 部会は、部会長が必要と認めたときに招集する。

(部会の協議事項)

第25条 部会は、所掌する事項について調査・審議する。

2 部会名及び所掌する事項は、別に定める。

(海岸地区コミュニティセンターの管理運営)

第26条 本会の中に海岸地区コミュニティセンター管理委員会を設ける。

2 海岸地区コミュニティセンター管理委員会は、海岸地区コミュニティセンターの管理運営を行い、所掌する事項は別に定める。

(事務局)

第27条 本会に、事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局は、次の事項を行う。

- (1) 会議の資料の作成に関すること。
- (2) 会議の議事録の作成に関すること。
- (3) 会計事務に伴う事項に関すること。
- (4) 茅ヶ崎市や関係団体等との連絡調整に関すること。
- (5) その他本会の運営に必要な事項に関すること。

(事業及び会計年度)

第28条 本会の事業及び会計年度は、毎年4月1日より翌年3月31日とする。

(経費)

第29条 本会の経費は、補助金及びその他の収入をもってあてる。

(住民等からの意見等の取り扱い)

第30条 会議で出された意見等の他、地区の住民及び各種団体から寄せられた意見等は、事務局が取りまとめ、役員会及び運営委員会に報告する。

(必要事項)

第31条 その他、本会の運営について必要な事項は別に定める。

附 則

この規約は、平成28年3月27日から施行する。

この規約は、海岸地区コミュニティセンター管理委員会の組織組み入れに伴い、令和2年9月19日の臨時総会の議決に基づき、令和3年4月1日から施行する。

この規約は、令和4年4月23日の定期総会の議決に基づき、令和4年4月23日から施行する。

海岸地区まちぢから協議会 部会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、海岸地区まちぢから協議会規約第25条第2項の規定により、海岸地区まちぢから協議会の部会名及び所掌する事項等に関し必要な事項を定めるものとする。

(部会の設置)

第2条 海岸地区まちぢから協議会に設置する部会は、次のとおりとする。

また、必要に応じて部会内にグループを設置し、互選によりグループリーダーを置く。

(1) 広報部会

ホームページグループ

広報グループ

掲示板グループ

(2) 防災安全部会

(3) イベント企画部会

市民集会グループ

合同新年会グループ

梅まつりグループ

盆踊り検討グループ

(部会の所掌事項)

第3条 前条に規定した部会の所掌する事項及び具体的な取り組み内容は、次のとおりとする

(1) 広報部会

イ ホームページに関すること

ロ 広報紙等に関すること

ハ 掲示板設置に関すること

ニ その他、運営委員会等で当該部会での検討を決定した案件等に関すること

(2) 防災安全部会

イ 防災訓練の実施に関すること

ロ 安全・安心な暮らしに関すること

ハ その他、運営委員会等で当該部会での検討を決定した案件等に関すること

(3) イベント企画部会

イ 市民集会、合同新年会、梅まつり等海岸地区まちぢから協議会が主催、共催する一般的催しに関すること。

ロ その他、運営委員会等で当該部会での検討を決定した案件等に関すること

附 則

この規程は、平成29年6月24日から施行する。

この規程は、平成30年6月23日に一部改正し直ちに施行する。

海岸地区まちぢから協議会 運営委員名簿

(注)本名簿は個人情報保護に十分留意して取り扱うこと。

2022年4月23日現在

	役職	氏名	住所 E-mail Address	電話	所属
1	会長	林 正明			東海岸北二丁目自治会
2	副会長 部会長	真野 宗直			東海岸南三丁目自治会
3	副会長 部会長	丸山 泰			東海岸南一丁目自治会 海岸地区民生委員児童委員協議会
4	書記	今泉 勲			東海岸小学校区青少年育成推進協議会
5	会計	島田 渡			東海岸南五丁目自治会
6	監事 コミセン	佐藤 良一			海岸地区コミュニティセンター運営委員会
7	監事	渡辺 末一			東海岸北四丁目自治会
8	部会長	山田 秀砂			推薦委員
9		山本 俊夫			ボランティアセンター海岸 東海岸北一丁目自治会
10		米井 博之			東海岸北三丁目自治会
11		仁井田 徳久			東海岸北五丁目自治会
12		大野 茂生			東海岸南二丁目自治会
13		中村 嘉人			東海岸南四丁目自治会
14		和田 智弘			東海岸南六丁目自治会
15		小林 正尚			パシフィックガーデン茅ヶ崎自治会
16		鈴鹿 隆司			海岸地区社会福祉協議会
17		原 京子			茅ヶ崎小学校区青少年育成推進協議会
18		加藤 大嗣			海岸地区体育振興会
19		町田奈津美			地域包括支援センターあい
20		登尾 泉美			推薦委員
21		飯田 誠一			推薦委員
22		佐野 奈緒子			公募委員
23	担当 職員	森島 慶介	茅ヶ崎1-1-1 shiminjichi@city.chigasaki.kanagawa.jp	82-1111	茅ヶ崎市役所市民自治推進課

令和3年度事業報告

1 会議等の実施

(1) 総会、運営委員会、役員会

実施日	会議の名称	主な内容等
令和3年 4月 8日	4月役員会	(1)定期総会について
4月 24日	定期総会	(1)議案第1号 令和2年度事業報告について (2)議案第2号 令和2年度収支決算について (3)議案第3号 令和3年度事業計画(案)について (4)議案第4号 令和3年度収支予算(案)について
24日	4月運営委員会	(1)2021年度感震ブレーカー設置について (2)「自治会役員名簿・加入世帯数」提出 (3)運営委員会名簿チェック (4)部会・グループの見直しについて (5)部会報告・団体報告 (6)その他情報交換
5月 20日	5月役員会	(1)運営委員会の議案検討
22日	5月運営委員会	(1)2021年度部会名簿配布 (2)部会報告・団体報告 (3)まちぢから協議会連絡会に関する報告事項
6月 17日	6月役員会	(1)運営委員会の議案検討
19日	6月運営委員会	(1)まちぢから協議会連絡会情報交換会について (2)部会報告・団体報告 (3)まちぢから協議会連絡会に関する報告事項
7月 22日	7月役員会	(1)運営委員会の議案検討
24日	7月運営委員会	(1)2021年度感震ブレーカー補助金申請書の提出 (2)8月14日開催予定の運営委員会の開催について (3)部会報告・各団体報告 (4)まちぢから協議会連絡会に関する報告事項
9月 16日	9月役員会	(1)運営委員会の議案検討
18日	9月運営委員会	(1)2021年度感震ブレーカー補助金申請の件 (2)部会報告・各団体報告 (3)まちぢから協議会連絡会に関する報告事項
10月 21日	10月役員会	(1)運営委員会の議案検討
23日	10月運営委員会	(1)令和4年度うみかぜテラス会議室予約について (2)部会報告・団体報告 (3)まちぢから協議会連絡会に関する報告事項
11月 18日	11月役員会	(1)運営委員会の議案検討
20日	11月運営委員会	(1)避難行動要支援者支援に関するアンケート調査結果報告書について (2)まちぢから協議会連絡会研修会・懇親会の内容変更について

実施日	会議の名称	主な内容等
		(3)部会報告・各団体報告 (4)まちぢから協議会連絡会に関する報告事項
12月16日	12月役員会	(1)運営委員会の議案検討
18日	12月運営委員会	(1)部会報告・各団体報告 (2)公募委員募集について (3)まちぢから協議会連絡会に関する報告事項
令和4年 1月20日	1月役員会	(1)運営委員会の議案検討
1月22日	1月運営委員会	(1)2022年度海岸地区まちぢから協議会主要日程(案) (2)部会報告・各団体報告 (3)まちぢから協議会連絡会に関する報告事項
2月17日	2月役員会	(1)運営委員会の議案検討
2月19日	2月運営委員会	(1)部会報告・各団体報告 (2)まちぢから協議会連絡会に関する報告事項
3月17日	3月役員会	(1)運営委員会の議案検討
3月19日	3月運営委員会	(1)2022年度定期総会について (2)自治会加入世帯数等提出依頼 (3)団体代表者の変更等について (4)部会報告・各団体報告 (5)まちぢから協議会連絡会に関する報告事項

(2) 広報部会（広報紙グループ）

実施日	会議の名称	主な内容等
令和3年 6月10日	第1回編集会議	第6号納入・配布
11月24日	第2回編集会議	第7号納入・配布
		企画案等の検討については、会議によらずメール等により、意見の交換を実施

(3) 広報部会（掲示板グループ）

実施日	会議の名称	主な内容等
令和3年 4月9日	役員会	・宝くじ助成金（コミュニティセンター助成事業）により、令和3年度に6箇所の掲示板を設置できることとなった。 ・さらに自主財源による1箇所を加え、今年度に7箇所の設置を行うことに決定。 ・掲示板設置工事業者を、（株）クワコーに決定。
5月24日	設置位置の現地確認	・設置業者、林会長、今泉書記で、各設置場所を現地確認。 ・自主財源による1箇所の設置候補地は、東海岸南第7公園（南1丁目）とし、市民自治推進課に公園緑地課の許可調整を依頼。
8月	設置工事着工	・今年度計画の7箇所の設置工事に着工。
9月	設置工事完了	・全7箇所の設置工事完了を確認。 ・平成30年度に本事業を企画して以来、令和元年から計14箇所の掲示板を設置し、当面の目標としていた“海岸地区の全自治会に掲示板を設置”が完了した。

(4) 防災安全部会

実施日	会議の名称	主な内容等
		8月22日に海岸地区コミセンで予定しておりました避難所運営委員向けHUGは、新型コロナウイルス感染症対策の一環として開催を中止いたしました。
		10月16日に東海岸小学校で予定しておりました海岸地区合同防災訓練は新型コロナウイルス感染症対策の一環として開催を中止いたしました。
		12月、1月、2月と順延になり、3月21日に予定しておりました避難所運営時の感染症対策勉強会は新型コロナウイルス感染症対策の一環とし再度延期となりました。

(5) イベント企画部会（市民集会グループ）

実施日	会議の名称	主な内容等
令和3年 11月 6日	第1回会議	提出された意見の取りまとめ
18日	第2回会議	要望書提出に向けた編集作業
令和4年 2月 24日	第3回会議	海岸地区住民に向けた報告書の作成作業

(6) イベント企画部会（合同新年会グループ）

実施日	会議の名称	主な内容等
		1月15日に体験学習センターうみかぜテラスで予定しておりました海岸地区まちぢから協議会合同新年会は、新型コロナウイルス感染症対策の一環として、開催を中止いたしました。

(7) イベント企画部会（梅まつりグループ）

実施日	会議の名称	主な内容等
		2月11日に高砂緑地で予定しておりました梅まつりは、新型コロナウイルス感染症対策の一環として、開催を中止いたしました。

(8) イベント企画部会（盆踊りグループ）

実施日	会議の名称	主な内容等
		8月15日に東海岸小学校で予定しておりました海岸地区盆踊りは、新型コロナウイルス感染症対策の一環として、開催を中止いたしました。

2 事業の実施

実施予定日	区分	事業名	内容・実施体制・参加者数
令和3年 8月15日	主催	海岸地区盆踊り	新型コロナ対策のため開催中止
10月 2日	主催	市民集会	新型コロナ対策のため開催中止
10月16日	主催	海岸地区防災訓練	新型コロナ対策のため開催中止
令和4年 2月11日	共催	梅まつり	新型コロナ対策のため開催中止
通年	主催	感震ブレーカー設置事業	別記載

(1) 感震ブレーカー設置事業

大規模地震時の通電火災対策として、まちぢから協議会が中心となって地区内の自治会で29年度より感震ブレーカーの設置作業を行っている。

令和2年度の経験を活かし、新型コロナウイルス感染対策を徹底しながら啓発及び必要に応じた活動を実施することができた。

具体的には、海岸地区として、147個の申請を行い、東海岸北二丁目自治会、東海岸南二丁目自治会、東海岸南三丁目自治会、東海岸南四丁目自治会において、設置に務めた。

(2) 広報活動事業

概要 海岸地区まちぢから協議会の活動を地域住民に周知した。

実施 海岸まちぢから6号（令和3年6月15日発行 9,000部印刷 全戸配布）
海岸まちぢから7号（令和3年12月1日発行 9,000部印刷 全戸配布）

(3) 広報掲示板設置事業

概要 海岸地区まちぢから協議会や自治会等の活動を地区内に周知するため、一般コミュニティ助成及びその他自主財源を活用し、新たに7か所に設置。平成30年度から合計14か所の設置となった。

(4) 市民集会

概要 10月2日に体験学習センターうみかぜテラスで予定していたが、新型コロナ感染対策の一環として、開催を中止となった。代替手段として、書面による開催とし、質問事項を取りまとめ、市からの回答をもとに、地域課題の解決に資する取り組みを実施。その結果を「海岸地区まちぢから（市民集会特別号）」として、令和4年3月31日付けで地域住民に周知を行った。

令和3年度 海岸地区まちぢから協議会収支決算

収入の部

項目	予算額	決算額	内 訳
補助金	538,000	538,000	運営費等助成金 250,000円 うみかぜテラス施設使用料補助 90,000円 特定事業費(広報紙発行事業) 198,000円
繰越金	5,589	5,589	
助成金	2,500,000	2,500,000	宝くじ一般コミュニティ助成金
その他	1	9	利息等
合 計	3,043,590	3,043,598	

支出の部

項目	予算額	決算額	内 訳	
運営費	【本部】	250,000	250,000	
	事務費	30,000	26,921	資料作成、コピー代
	会議費	50,000	30,422	レジュメ・資料代
	広報啓発費	50,000	14,302	自治会加入促進チラシ作成
	事業費	105,000	154,635	広報掲示板保険 市民集会リーフレット作成 集会所環境整備
	負担金	15,000	10,880	茅ヶ崎市まちぢから協議会連絡会負担金
	返還金	0	2,500	広報掲示板端数負担:2500円
	【3部会】	0	10,340	
小計	0	0	部会活動は、本部費で計上	
うみかぜテラス 使用料	使用料	90,000	14,990	教室使用料
	市への返還金	0	75,010	
	小計	90,000	90,000	
広報特定 発行事業費	委託料	198,000	198,000	印刷校正委託(仕分け作業含む) 9,000部×2回
	予備費	0	0	
	市への返還金	0	0	
小計	198,000	198,000		
一般コミュニティ 助成事業 広報掲示板設置	物品及び設置	2,502,500	2,502,500	宝くじ一般コミュニティ助成事業による広報掲示板設置
			-2,500	端数2500円を、運営費/負担金に計上
	小計	2,502,500	2,500,000	
繰越金	0	5,598		
予備費	3,090	0		
市への返還金(トータル)	0	85,350		
合 計	3,043,590	3,043,598		

令和4年4月16日

上記のとおり、報告します。

会長

会計

収支決算書、預金通帳、証書類を監査しましたところ、適正なものと認めます。

監事

監事

令和4年度事業計画

海岸地区まちぢから協議会の規約に基づく目的を達成するために次の取り組みを実施する。

1 課題把握

各団体や住民が抱えている課題や取り組みなど、地域に関する様々な情報の把握・共有を行い、各分野・各部会とともに、課題を整理し、調査・研究を行い、課題解決までの方法等について検討を行う。

2 課題解決

把握した課題を協議する中で、各団体や地域住民及び行政と協働による課題解決に取り組む。

3 事業等の実施

表1及び表2のとおり、継続した事業を実施する。

4 地域集会施設の指定管理

海岸地区まちぢから協議会が、活動の拠点である地域集会施設の管理委員会と連携することによって、より良い地域活動の推進を目指す。

5 その他

表2にある各種事業については、コロナ禍における地域活動について、市民集会をはじめ防災訓練等の事業について、感染拡大防止に努めるとともに、新たな手法を含めたより良い事業実施のあり方を検討する。

【表1】

	事業項目	実施予定日	内 容
1	海岸地区まちぢから協議会の運営に関すること	通年	○海岸地区まちぢから協議会の目的を達成するための事業等について、役員会・運営委員会等で随時協議していく。 ○総会、役員会、運営委員会の開催のほか運営に関する事務
2	広報活動の強化検討	通年	○人員を刷新し、ホームページの運営、広報紙発行（6/15、12/15予定）及び掲示板の維持管理・活用に関する協議をしていく。

【表2】

	事業項目	実施予定日	内 容
1	海岸地区感震ブレイカー設置事業	通年	○大規模地震時の通電火災対策のため、各自治会が実施している啓発及び新規設置等に関する必要な支援を実施する。
2	盆踊りの開催	8月14日(日)	○地域住民の連帯感を高め、地震などの災害時に自助・共助の力を発揮するため盆踊りを検討、まちぢから協議会から実行委員会を組織し、開催する。
3	海岸地区市民集会	10月1日(土)	○地区住民が感じている茅ヶ崎市の課題等について、行政と協議することを目的に開催する。
4	海岸地区防災訓練	10月15日(土)	○実行委員会を設け、運営方法を協議していく。
5	海岸地区新年会	令和5年 1月14日(土)	○実行委員会を設け、実施計画を協議していく。
6	梅まつり	令和5年 2月11日(土)	○実行委員会を設け、茅ヶ崎南地区まちぢから協議会との共催をより積極的に実行計画を協議していく。

令和4年度 海岸地区まちぢから協議会収支予算

収入の部

項目	前年度決算額	予算額	内 訳
補助金	538,000	750,000	運営費等助成金 250,000円 うみかぜテラス 180,000円 特定事業費(広報紙発行事業)198,000円 防災訓練補助金 122,000円
繰越金	5,589	5,598	令和3年度繰越金
分担金	0	116,000	防災訓練自治会分担金(R1年度実績:116,000円)
事業費	0	590,000	合同新年会会費 150,000円(R1年度実績:148,000円) 梅まつり売り上げ・協賛金・お祝い金 440,000円(R1年度実績: 415,650円)
助成金	2,500,000	0	
その他	9	2	利息等
合 計	3,043,598	1,461,600	

支出の部

項目	前年度決算額	予算額	内 訳	
運営費	【本部】	250,000	1,080,000	
	事務費	26,921	30,000	消耗品等
	会議費	30,422	50,000	コピー代
	広報啓発費	14,302	50,000	ポスター・チラシ発行、ホームページ運営
	事業費	154,635	935,000	地区防災訓練 280,000円(R1年度実績:275,264円) 合同新年会 150,000円(R1年度実績:176,797円) 梅まつり 500,000円(R1年度実績:498,448円) 広報掲示板保険 5,000円
	負担金	10,880	15,000	
		2,500		
	返還金	10,340	0	
【3部会】	0	0	部会活動は、本部費で計上	
小計	250,000	1,080,000		
うみかぜテラス	使用料	14,990	180,000	教室使用料
	市への返還金	75,010	0	
	小計	90,000	180,000	
広報紙特定事業費	委託料	198,000	198,000	印刷校正委託(仕分け作業含む) 9,000部×2回
	予備費	0	0	
	市への返還金	0	0	
	小計	198,000	198,000	
一般コミュニケーションステイション助成事業	物品及び設置	2,502,500	0	
		-2,500		
小計	2,500,000	0		
繰越金	5,598	0		
予備費	0	3,600		
市への返還金(トータル)	85,350	0		
合 計	3,043,598	1,461,600		

特定事業の概要（海岸地区・海岸地区まちぢから協議会広報紙発行事業）

広報紙による海岸地区まちぢから協議会の活動内容について、情報発信を積極的に行い、協議会活動を知り、興味・関心をもってもらうことが重要であるため、本事業の継続的な実施に至っている。

積極的な活動を行っているものの、まだまだ地区住民のまちぢから協議会に対して認知が十分ではなく、今後の事業展開を進めるうえで、新たな担い手の発掘や意見を求めながら協議会認知度の向上を図る必要がある。

また、自治会未加入者への情報提供が不十分であることも課題となっているため、地区内の公共施設、自治会館等に配架することによって施設利用者をはじめ様々な住民への周知に努めている。

（１）事業の概要

◆事業概要

海岸地区まちぢから協議会広報紙発行事業

協議会の活動内容及び新たな担い手の募集を掲載した広報紙を地区内全戸に配布。

◆事業の内容

【実施主体】 海岸地区まちぢから協議会

【企画・編集】 広報部会（部長１名 部会員５名）

【印刷・校正】 委託

【配布・回覧】 地区住民への全戸配布、公共施設等への配架等
地区のホームページに掲載

（２）事業のねらい

協議会の活動紹介、地区情報を提供する広報紙を発行し地区全世帯に配布することで、自治会未加入者も含め地区住民すべてが自地区についての情報を得ることを目的とする。

広報紙の発行による効果については、組織の透明性や、活動の民主性を高めることができ、協議会からさまざまな情報を発信することで、少しでも地域活動に興味・関心を持つ人が増え、事業や部会に参加して、地域活動の推進につながることを期待できる。

（３）令和３年度実績

印刷部数 9,000部で地区内12自治会内に全戸配布

※予備含む市役所及びコミセン、自治会館に配架

特定事業実施報告書（海岸地区・広報紙発行事業）

事業の実施内容	活動内容	地区住民が自地区についての情報を得て、関心を持ち、当事者として行動することを期待し、海岸地区まちぢから協議会の活動紹介、地区情報を提供する広報紙を発行し地区全世帯に配布すること。		
	活動期間	令和3年4月1日～令和4年3月31日		
	実施体制	広報部会広報紙グループ	周知方法	全戸配布及びコミセン、市役所に配架。地区HPに掲載。
	参加者数	広報部会広報紙グループ（グループ長1名 グループ員5名）	実施日	通年 発行日：令和3年6月 令和3年12月
事業の目的や効果は達成できましたか	設立当初は、協議会の活動などをチラシで回覧を中心に周知していた。本事業では、全戸配布を実施することで、非自治会員にも協議会の存在や活動を広く周知することができた。			
事業を計画的に実施することができましたか	編集会議等については、昨年度培った経験を活かし、メール等を活用しながら調整を進めることで、充実した内容の広報紙を令和3年6月15日（第6号）と令和3年12月1日（第7号）に発行することができた。			
予算計画や予算配分は適正でしたか	継続して広報紙を発行してきた経験値から紙面掲載内容を精査しことや、業者との協議によって、昨年度に比べて32,500円の経費削減をすることができた。			
事業の対象者となる地域住民の意見聴取に努めましたか	協議会の活動や情報を周知するだけでなく、新たな担い手となる部会員を募集する記事や、住民が自由に意見を言える場である市民集会への参加募集記事などを掲載し、意見聴取に努めた。			
一緒に活動するメンバーはやりがいを感じていましたか	部会員の中には、子育ての合間を縫って親子で参加しており、忙しい中でも自身の役割を全うするために活動を行うことができた。			
事業の実施によって地域コミュニティの醸成や新たな担い手の発掘につながりましたか	コロナ禍において、各種事業が実施できない中でも、新たに設置した広報掲示板の周知を本事業で行う等、地区住民に対して多様な情報発信手段を提供することができた。さらに、公募委員の募集には比較的若い世代が申込をする等、広報紙が海岸地区まちぢから協議会の認知度の向上や新たな担い手の発掘に寄与している。			
課題と今後の展望について	今年度より地域集会施設の指定管理者を受託したことを活かし、地域集会施設の広報等も活用する等して、引き続き、経費削減の観点を持ちながら海岸地区まちぢから協議会の認知度向上の方法について検討していきたい。 また、本事業の開始から来年度で5年目になるため、効果測定を行う方法も別途検討していきたい。			

収支決算書

収入

科 目	予算額	決算額	内 訳
補助金	198,000	198,000	認定コミュニティ特定事業助成金
計	198,000	198,000	

支出

科 目	予算額	決算額	内 訳
委託料	198,000	198,000	印刷・校正委託（仕分け作業含む）
計	198,000	198,000	

*対象経費は、領収証等により、認定コミュニティが支払ったことが確認出来る必要があります。

令和4年度 第1回地域コミュニティ企画事業審査会

令和3年度 特定事業評価表

【委員：塩崎副市長・総務部長・企画部長・財務部長】

事業名	(6) 海岸地区まちぢから協議会広報紙発行事業
地区名	海岸地区まちぢから協議会

事業全体に関する評価や今後に向けた助言等をご記入ください。

(総務部長)

- ・事業実施を通じて、子育て世代の参加や若い世代の発掘など、成果があらわれていると評価します。
- ・住民への意見聴取や経費削減など、持続可能な事業として定着できるよう、今後も取り組んでほしい。
- ・広報事業は5地区で展開されている。横連携により成果や課題などを共有して、海岸地区にふさわしい広報紙となることを期待する。

(企画部長)

- ・経費削減に工夫しながら、非自治会員にも配布することで地域活動を促進しようという点で、広報部会の皆さんの努力がうかがい知れます。
かなり上質な紙でのカラー印刷なので、それを生かせるような色が映える地域のトピックス記事をトップに持ってくると、読者の興味を引き、一層手にしてもらえ読むでもらえる機会が増えるものと期待できます。

(財務部長)

- ・新たな票か手法を検討されているとのこと、本市も見習うところがまだまだありそうです。
- ・若者をターゲットとした、例えば SNS を積極的に使うなどご検討いただければと思います。

海岸まちぢから

第6号

住んで良かったまちづくり

発行日 令和3年6月15日 第6号
発行人 海岸地区まちぢから協議会
会長 林 正明
海岸地区コミュニティセンター
TEL 0467-82-6618
印刷 ストリートファクトリー
TEL 0467-81-5594

年度ご挨拶

海岸地区まちぢから協議会
会長 林 正明



今年は暖冬に始まり、梅、桜の開花も例年よりも3週間以上早く、畑の野菜も順調に育っています。

いつもの年ですと、この季節の私の楽しみは、妻と二人で箱根方面へドライブに行き、国府津の国道沿いの「のんき亭」で地魚定食を食べ、箱根の旧道七曲りをとおり、沿道の燃えるような新緑を楽しみ、湯元の「天成園」で温泉に入り、小田原新宿の「ひもの横丁」で、魚とイカの塩辛を買い、大磯の「井上蒲鉾店」で、さつまあげを買って帰り、地酒の丹沢山で一杯やるのが最高の楽しみでした。

しかし、去年と今年は新型コロナウイルスのため止めました。皆様も私と同様に、残念で悔しい思いをされていると思います。

令和2年は新型コロナウイルス感染防止対策の為、市や海岸地区の行事はすべて中止となり、会議体においても、中止や書面会議となりました。

令和3年に入っても、感染は一向に終息の状態は見られず、唯ひたすらに、ワクチンの接種を待ち望む私達です。国民の1%にも満たない接種率の日本で、政府や東京都の責任者達はオリンピックを実施するんだと言い続け結論を先延ば

しています。最優先にすべき事は、国民の生命と生活を守る事ではないでしょうか。

私は、このコロナウィルスによるパンデミックは人災であると思います。未開の大森林を焼き、温暖化によりシベリアの凍土を溶かし、奥深くに眠っていた動物達や細菌、ウィルスをあぶり出した結果です。人類だけが持っている金銭欲、名誉欲、権力欲を捨てないまでも、極力抑えて地上の動植物達と共存、共栄する地球を再現する事が、私達人類の責任だと考えます。100キロの金塊よりも100キロの米、ジャガイモを大切に作る気持ちを持ちたいものです。

海岸地区まちぢから協議会といたしましては、今まで以上に地域のコミュニティーとして、住民の方の安心、安全を目指し、住んで楽しい街づくりのために汗を流したいと思います。

掲示板も令和3年度中には合計14ヶ所の設置が決定し、雄三通りの歩道のバリアフリー化も令和2年度から県工事として一部実施され、今年度も引き続きの施工が決まりました。また、感震ブレイカーも全自治会会員宅の70%以上に設置され、目標をほぼ達成いたしました。

今年度も前年度と同様に各行事やイベントは中止になると思いますが、来年度には実施出来る様に、しっかりと準備してまいります。

今後とも、皆様のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

海岸地区まちぢから協議会には広報部会、防災安全部会、イベント企画部会が組織され、それぞれ、まちぢから協議会の活動の一端を担っています。

防災に関する資格を持っている、写真撮影が趣味、ホームページを作ったことがある、広報紙発行の経験がある方などで、まちぢから協議会の活動に関心のある方のお力を求めています。ぜひご参加ください。

ご参加いただける方は、メールアドレス

kaigan.machidikara@gmail.com にご連絡ください。

部会員募集!!



広報掲示板設置事業について

海岸地区まちぢから協議会では、2018年の発足以来、ホームページ、広報紙、回覧チラシなどを用いて活動状況及び地域情報を地域の皆さまにお知らせしています。さらに、回覧が回らない自治会未加入の方や、ホームページを閲覧することができない方に対しても地域情報をお知らせするための装置として、地域内の各所に広報掲示板を設置する事業を進めてきました。

掲示板設置場所は、目につきやすいこと、立ち止まって閲覧する方の交通安全などを考慮した場所を各自治会から提案していただき、2018年度と2019年度は茅ヶ崎市の認定コミュニティ特定事業助成金によって、次の7ヶ所に設置しました。

【2018年度】 ①高砂緑地南側(北1)、②東海岸南第3公園(南3)、③ほし潮香公園北側(南4)、④東海岸南第5公園一中通り側(南6)

【2019年度】 ①雄三通り会館前(南1)、②北三丁目防災倉庫(北3)、③海岸地区コミュニティセンター北側(北5)

2020年度は茅ヶ崎市の財政難のため市の助

成金が見込めなくなり、日本宝くじ協会による一般コミュニティ事業の助成金を申請したところ採択され、2021年度に次の6ヶ所に掲示板を設置します。

①茅ヶ崎海岸郵便局北側(北1)、②鉄砲道・CSアパート前(北2)、③一中通り北5交差点付近(南2)、④東海岸北第4公園東側(北4)、⑤北5みんなの広場入口(北5)、⑥プレシャスT・S南側(南5)

2021年度はこの他に自主財源を活用した1ヶ所を加えて、掲示板の設置数は合計14ヶ所となり、この事業の第一段階の目標としていた“東海岸地区の全自治会に掲示板を設置する”ことが実現出来ることとなります。設置場所をご提供くださった皆さま及び茅ヶ崎市の担当部署のご支援ご協力に、心から感謝します。

掲示板は、災害時にも最も確実な情報発信の装置となることが想定され期待できます。また、コロナ禍にあって手渡しの回覧版を中止した自治会では、広報のツールとして機能しました。

今後も更に数ヶ所の掲示板設置を計画していきたいと考えています。

(掲示板グループ 今泉 勲)



雄三通り会館前

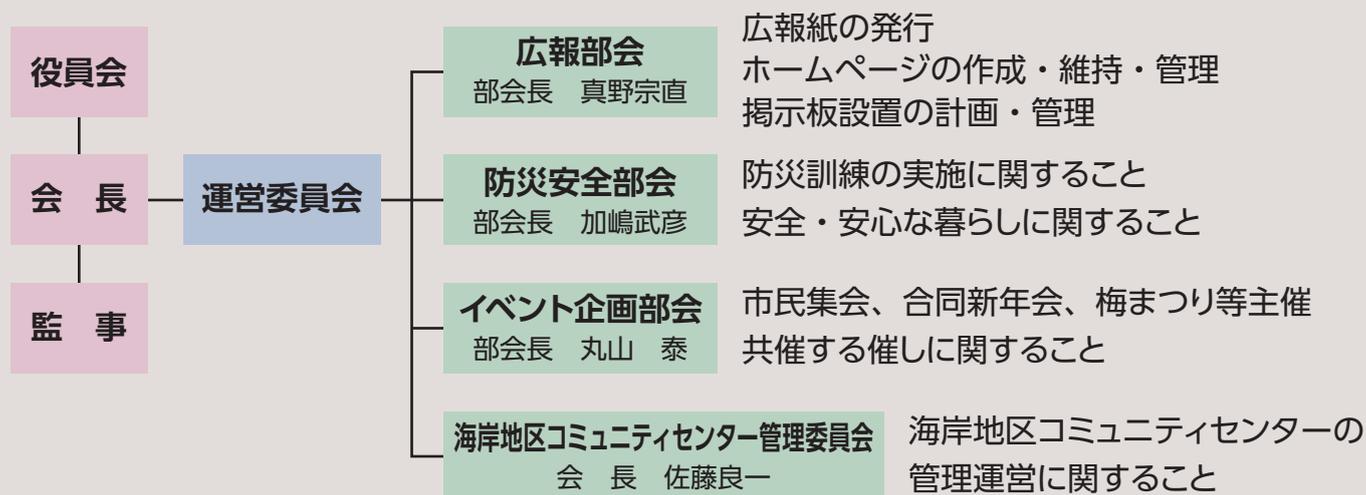


北三丁目防災倉庫



海岸地区コミュニティセンター北側

海岸地区まちぢから協議会組織図 (2021年6月現在)



2021年度運営委員一覧

役職	氏名	所属
会長	林 正明	東海岸北二丁目自治会
副会長	真野 宗直	東海岸南三丁目自治会
副会長	丸山 泰	海岸地区民生委員 児童委員協議会
書記	今泉 勲	東海岸南一丁目自治会 東海岸小学校区 青少年育成推進協議会
会計	石井 正憲	推薦委員
監事	渡辺 功	東海岸北一丁目自治会
監事	鈴鹿 隆司	海岸地区社会福祉協議会 東海岸北五丁目自治会
委員	米井 博之	東海岸北三丁目自治会
委員	渡辺 末一	東海岸北四丁目自治会
委員	大野 茂生	東海岸南二丁目自治会
委員	加嶋 武彦	東海岸南四丁目自治会
委員	島田 渡	東海岸南五丁目自治会
委員	和田 智弘	東海岸南六丁目自治会
委員	小林 正尚	パンフィックガーデン 茅ヶ崎自治会
委員	原 京子	茅ヶ崎小学校区 青少年育成推進協議会
委員	加藤 大嗣	東海岸地区体育振興会
委員	佐藤 良一	海岸地区コミュニティセンター 管理委員会
委員	町田奈津美	地域包括支援センターあい
委員	山本 俊夫	ボランティアセンター海岸
委員	小島 茂	推薦委員
委員	山田 秀砂	推薦委員
委員	登尾 泉美	推薦委員
委員	飯田 誠一	公募委員
委員	伊藤 渚生	公募委員
委員	池田 裕	公募委員

2020年度決算報告・2021年度予算

【収入】 (単位：円)		
項目	2020年度決算	2021年度予算
前年度繰越金	3,283	5,589
補助金	577,600	538,000
分担金	2,304	0
助成金	0	2,500,000
その他	2	1
計	583,189	3,043,590

【支出】 (単位：円)		
項目	2020年度決算	2021年度予算
事務費	46,024	30,000
会議費	48,733	50,000
広報啓発費	24,588	50,000
事業費	113,092	105,000
負担金	12,000	15,000
うみかぜテラス使用料	9,600	90,000
広報紙発行委託料	230,500	198,000
広報掲示板設置事業	0	2,502,500
小計	484,537	3,040,500
市への返還金	93,063	0
次年度繰越金	5,589	3,090
計	583,189	3,043,590

2021年度事業計画

事業項目	実施予定日	内容
1 海岸地区まちぢから協議会の運営に関する こと	通年	○ 海岸地区まちぢから協議会の目的を達成するための事業等について、役員会・運営委員会等で随時協議していく。 ○ 総会、役員会、運営委員会の開催のほか運営に関する事務
2 広報活動の強化検討	通年	○ ホームページの運営、広報紙発行(6/15、12/15 予定)及び掲示板の維持管理・活用及び新規設置に関する協議をしていく。
3 海岸地区感震 ブレイカー設置事業	通年	○ 大規模地震時の通電火災対策のため、各自治会が実施している啓発及び新規設置等に関する必要な支援を実施する。
4 広報掲示板設置事業	通年	○ コミュニティ助成を活用した新規6か所への設置を実施する。 (2018年度4基・2019年度3基：市特定事業費) (2021年度7基：コミュニティ助成にて6基、自治会1基)
5 盆踊りの開催(中止)	8月15日	○ 地域住民の連帯感を高め、地震などの災害時に自助・共助の力を発揮するため実行委員会を設け、盆踊りを開催する。
6 海岸地区市民集会	10月2日	○ 地区住民が感じている茅ヶ崎市の課題等について、行政と協議することを目的に開催する。
7 海岸地区防災訓練	10月中	○ 実行委員会を設け、運営方法を協議していく。
8 海岸地区新年会	2022年1月15日	○ 実行委員会を設け、実施計画を協議していく。
9 梅まつり	2022年2月11日	○ 実行委員会を設け、茅ヶ崎南地区まちぢから協議会との共催をより積極的に実行計画を協議していく。

海岸コミセン運営移管について

今年の4月から、「海岸地区コミュニティセンター」(以下、海岸コミセン)は、海岸地区まちぢから協議会が管理運営を受託することになりました。

海岸コミセンは1986年4月23日に開設され、本年35周年を迎えることができました。この間、利用されている各団体・サークルの方に発表の場を提供するほか、幅広い分野の方々による講演会、施設見学会などさまざまな文化的な企画も実施しています。しかしながら社会情勢の変化、新型コロナウイルス感染症の拡大等により、地域の利用者の皆様が一層、安心して使用できる施設が求められています。

海岸コミセンの運営は開設当初から、管理委託制度で運営してきましたが、地方自治法の改正に伴い、2005年度から指定管理者制度に移行しました。今年度の指定管理者の改定に際し、海岸地区まちぢから協議会と海岸コミセンの密接な関係から、海岸地区まちぢから協議会を指定管理者とする案ができました。

海岸地区まちぢから協議会(以下、海岸まちぢから)と、海岸コミセンとの関係を再構築する目的で、昨年6月から、海岸まちぢからから丸山副会長、今泉書記、海岸コミセンから山田前会長、佐藤会長、柴田副会長、市民自治推進課の窪田氏が参加してワーキンググループを作り、約20回のミーティングを実施しました。ここで海岸コミセンの基本的運営の確認、各規約、各規程の改定案を作成しました。その結果、市指定管理者選定等委員会の評価を得て、本年4月から海岸まちぢからが海岸コミセンの指定管理者となることが決定しました。

海岸コミセンが、これまで培ってきた事業実施のノウハウやアイデアを、海岸まちぢからの事業や組織運営に還元させることで、両団体の今後のより良い活動に活かしていこうと考えます。

管理運営の受託者は変わることになりましたが、新たに「管理委員会」を設け、海岸まちぢから協議会から独立して管理・運営することになります。したがって利用者の皆様には今までどおりのサービスを提供させていただきます。海岸コミセンは、市内11カ所ある地域集会施設のうち、規模は最小の施設ですが、利用者の方との距離が近く、地域との関係性や繋がりを基盤とし、「狭いながらも楽しい我が家」と感じていただけるような場の構築に務めてまいりますので宜しくお願いいたします。(海岸コミセン 会長 佐藤 良一)



2階大ホール



海岸コミセン外観



1階小ホール

編・集・後・記



まちぢから協議会は、人と人をつなぎ「コミュニティーを創造」します

- ・防災訓練を超える・「近助」の力に注目
- ・向こう三軒両隣は「最も身近な運命共同体」
- ・目が合ったら・ゴミ出ししながら「こんにちは!!」
- ・あの人があつと気にかかるとき・新しい「コミュニティーが誕生」する!

最小コミュニティーが思いやりでつながって、明るく優しい茅ヶ崎になって行きますように! みんなで楽しく頑張っていきましょう (H.Y.)



海岸まちぢから

第7号

住んで良かったまちづくり

発行日 令和3年12月1日 第7号
発行人 海岸地区まちぢから協議会
会長 林 正明
海岸地区コミュニティセンター
TEL 0467-82-6618
印刷 ストリートファクトリー
TEL 0467-81-5594



新型コロナ雑感

海岸地区まちぢから協議会
副会長 真野 宗直

新型コロナウイルス蔓延で、令和2年度、そして3年度も年内のまちぢから協議会開催行事は全て中止となった。

自治会、福祉協議会などの地域団体は活動を制限され本来の活動が出来なくなっている。民生委員は高齢者宅訪問ができず状況の把握が難しくなっていると聞く。

緊急事態宣言、まん延防止等重点措置が10月1日から解除されて以降、この原稿を書いている10月中旬においては、感染者の発生も大幅に減少し、ようやく先行きに明るさが見えてきたようにも思える。しかし冬を迎え、第六波のリバウンドが懸念されていて、2月11日に予定している「梅まつり」の開催が危ぶまれる。

感染症の蔓延は今回が最後ではなく、自然破壊などを原因として未知のウイルスによる感染症が繰り返されることを警告する専門家もいる。

このような状況下、今後まちぢから協議会として、

どのように対応、備えを進めていくかが問われる。

感染症蔓延時においては、災害発生時の避難所の運営、自主防災活動、地域情報の告知・共有方法など自ずと平常時とは異なった方法が必要であることを知ることができたという点では、貴重な経験をしたとも言え、今後に活かしていかなければならない。

海岸地区まちぢから協議会では、感染症蔓延下での避難所の運営マニュアルを作成しHUG (Hinanjo Unei Game)を導入した訓練の実施を進めている。一部の自治会では、Zoomなどの会議システムを導入し、情報の伝達・共有化をはかっているところもあるようだ。

さらには、密を避けることが感染症対策の基本であることを踏まえ、従来のような大人数の参加を前提に開催していた、例えば市民集会、防災訓練、盆踊り、梅まつり、新年会などの従来行事について、開催趣旨も考慮に入れながら開催方法の再検討を進めている。

ウイズ・コロナと言われるが、いつ新たな感染症に襲われても、混乱することなく対応できる海岸地区まちぢから協議会でありたいと思う。

令和3年度市民集会の開催について

海岸地区市民集会は、市行政と地域住民の皆様との意見交換の場として、長年にわたり開催されてきました。70~80名の出席住民の方々と、市長をはじめ数十名の市幹部が出席して、市民の要望に対して行政が回答する場となってきました。しかし残念なことに、コロナ禍に伴い一堂に多数の人が集まる状況が不可能となり、次善の策として、書面によって質問・回答を交換する方式に変更せざるを得なくなりました。

これに伴い、先に回覧でお知らせしたとおり、地域の皆様の質問・提案を募集し、海岸地区まちぢから協議会委員会としての質問・提案を加えて市行政に文書として提出することとした次第です。

年が改まってから市行政から回答を得ることになっておりますので、改めて文書で報告いたします。

(市民集会グループ長 渡辺 功)

掲示板設置事業完了報告

海岸地区まちぢから協議会では、回覧が回らない自治会未加入の方や、ホームページを閲覧できない方に対しても地域の情報をお知らせするため、広報掲示板を設置する事業を進めてきました。

2018～2019年度は茅ヶ崎市の認定コミュニティ特定事業助成金によって、2020年度は市財政が厳しいため日本宝くじ協会の一般コミュニティ事業助成金を申請、2021年度に自主財源と合わせ計14ヶ所の掲示板を設置し、事業の当面の目標としていた“東海岸地区の全自治会に掲示板を設置”が、配置図に示すように実現出来ました。

お散歩やお買い物のついでに、ぜひ掲示板の前に立ち止まって、地域の情報をご覧ください。

(掲示板グループ長
今泉 勲)



No.	設置箇所	管理自治会	No.	設置箇所	管理自治会
①	高砂緑地	北一丁目自治会	⑧	茅ヶ崎海岸郵便局北側	北一丁目自治会
②	東海岸南第3公園	南三丁目自治会	⑨	CSアパート敷地内	北二丁目自治会
③	ほし潮香公園	南四丁目自治会	⑩	東海岸北第4公園	北四丁目自治会
④	東海岸南第5公園	南六丁目自治会	⑪	北5みんなの広場	北五丁目自治会
⑤	鉄砲道と雄三通り交差点	南一丁目自治会	⑫	鉄砲道と一中通り交差点	南二丁目自治会
⑥	北三丁目防災倉庫隣り	北三丁目自治会	⑬	プレシャスT・S南側	南五丁目自治会
⑦	海岸地区コミセン	北五丁目自治会	⑭	東海岸南第7公園	南一丁目自治会

編・集・後・記



2019年12月に中国武漢市で発生したとみられる新型コロナウイルスが世界中に広まり、翌1月末に横浜港に寄港した大型クルーズ船で感染が確認されて約2年になります。当時は、こんなに長く自粛生活が続こうとは思いませんでした。その後、緊急事態宣言が繰り返され、8年ぶりに復活した盆踊りをはじめ、市民集会、防災訓練、梅まつり等は全て中止となりました。

皆さんが楽しく集い、笑顔で語り合える日々が早く戻ることを願い、感染第6波のリバウンドを招かぬよう気を緩めずに過ごしましょう。(I.I.)